

## 【悪臭の規制基準】

○工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭の規制基準について

(規制地域)

規制地域の区分	該当地域
第1種地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域及 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第2種地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域
第3種地域	工業専用地域

(臭気指数の規制基準)

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

○法第4条第2項第2号に規定する排出口における規制基準

上記の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値

○法第4条第2項第3号に規定する排出水中における規制基準

上記の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した値

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域は、都市計画法第8条第1項第1号の規定による都市計画において定められた地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第5条第1項、第2項又は第4項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。